

昭和三十一年法律第三百三十二号

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律

(国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものの額は、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第一百六十号。以下「年金額改定法」という。)第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務による傷病を給付事由とする年金 別表に定める障害の等級に対応する年金額

二 公務による死亡を給付事由とする年金 三万一千五円

三 公務による傷病を給付事由とする年金 一万八千六百三円

2 次の各号に掲げる年金の額は、年金額改定法第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第二号に掲げる年金 三万五千二百四十五円

二 前項第三号に掲げる年金 二万一千百四十七円

3 第一項第一号に掲げる年金の基礎となつた障害の程度が別表に定める四級、五級又は六級に該当するものでそれぞれ恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に定める第三項症以上、第四項症以上又は第五項症以上に相当するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該当するものにあつてはそれぞれその一級上位の等級に該当するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該当するものにあつては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替えて、第一項の規定を適用する。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
(費用負担)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による公務傷病年金等の額の改定

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六条第一項の規定により改定された年金のうち前条第一項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に改定する。

2 前項の年金のうち前条第二項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

附 則 (昭和三十一年六月六日法律第一三四号) 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病又は死亡を給付事由とする年金を受ける権利を有するものについては、この法律は、適用しない。

第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。
(施行期日)

別表

障害の等級	年金額
一級	一一三、〇〇〇円
二級	一〇一、〇〇〇円
三級	八二、〇〇〇円
四級	四八、〇〇〇円
五級	三〇、〇〇〇円
六級	二十四、〇〇〇円

備考
障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基いて大蔵大臣が定めたところによる。